

令和7年度中野区介護サービス事業者等指導実施方針

令和7年4月

1 目的

この指導実施方針は、介護保険法（以下「法」という。）、「中野区介護保険施設等の指導監督基準」、国が定める「介護保険施設等指導方針」（以下「国指針」という。）及びその他の関係法令等の規定に基づき、法に定める介護サービス事業者（以下「事業者等」という。）に対して行う介護サービス（以下「調査等対象サービス」という。）の人員、設備及び運営並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、介護保険給付の適正化、調査等対象サービスの質の向上及び確保並びに利用者の保護を図ることを目的とする。

2 基本方針

運営指導は、事業者等に対して、国指針に基づき、法及びその他の関係法令等で定める指定基準、調査等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、事業者等の育成及び支援に主眼を置いて実施する。

集団指導は、事業者等に対して、各種基準等、調査等対象サービスの取り扱い及び介護報酬の請求等に関する事項を周知する機会であるとともに、過去の指導事例等に基づく指導内容、区に寄せられる相談・苦情、区内の介護現場で発生した事故、高齢者虐待事案及び制度改正内容等を紹介する情報伝達の間でもあり、運営指導と同様に、事業者等の育成及び支援に主眼を置いて実施する。

また、令和6年度の介護保険制度の改正及び介護報酬改定の内容の理解の深化を図るため、継続して周知を行うとともに、運営基準等の遵守及び適正な介護給付費の算定等の事業運営が行われているかを確認する。

なお、運営指導の実施にあたっては、福祉推進課、東京都及び介護保険法第24条の2に定める指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）と適宜連携し、運営指導体制の一層の充実・強化を図る。

3 指導の重点項目

(1) 運営指導

ア 人員基準

- (ア) 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- (イ) 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。
- (ウ) 有資格者により提供すべきサービスが適切に提供されているか。

イ 運営基準

- (ア) 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- (ア) サービス提供を開始するにあたり、利用申込者又はその家族に対して内容及

び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が、適切に行われているか。

（イ） 居宅サービス計画及び個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

（ウ） 自費サービスや日常生活費等が適切な対応に基づき、取り扱われているか。

（エ） 苦情及び事故が発生した場合、適切な対応がとられているか。

ウ 設備基準

（ア） 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。

（イ） 災害発生時に利用者及び職員の怪我等の事故を未然に防ぐため、棚の転倒防止や重量物を高所に置かない等の対策がとられているか。

エ 介護報酬関係

（ア） 介護職員等処遇改善加算の算定条件に合致しているか。また、介護保険サービス事業者等の管理者が、キャリアパス要件等の内容を理解し、介護職員処遇改善計画を職員に対して適切に周知したうえ、支払いが適切に行われているか。

（イ） 介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算の要件を満たした上で、介護報酬が請求されているか。また、減算に該当した場合には、適切に介護報酬が請求されているか。

オ 非常災害対策及び業務継続計画

（ア） 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策がとられているか。

（イ） 業務継続計画の内容が職員に周知され、必要な研修及び訓練 が実施されるとともに、定期的に業務継続計画の見直しが行われているか。

カ 感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止対策

（ア） 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。

（イ） 感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

キ 虐待防止への取組及び身体的拘束等の適正化の推進

（ア） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に、向けた取組が行われているか。

（イ） 身体的拘束等の適正化に向けた取組み（緊急やむを得ず身体拘束を行った場合の記録の作成、虐待の防止及び身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の設置等）が実施されているか。

(2) 集団指導

ア 介護保険制度の改正及び介護報酬改定について。

- イ 運営指導に係る指摘の傾向について。
- ウ 区に寄せられる相談・苦情について。
- エ 区内の介護現場で発生した事故について。
- オ 高齢者虐待の防止等について。
- カ 電子申請・届出システムについて。
- キ 介護職員等処遇改善加算について。

4 指導方法等

(1) 運営指導

ア 指導対象事業者の選定

中野区介護保険施設等の指導監督基準に定める第3の2(1)から(10)に基づき毎月対象事業所を選定する。

イ 実施通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、原則として実施日の概ね1か月前に次に掲げる事項を文書により、当該事業者等に通知する。ただし、緊急を要する場合等には、当日に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ①運営指導の根拠規定及び目的
- ②対象事業所
- ③実施日時及び場所
- ④指導担当者
- ⑤事業者等の出席者（役職名でも可）
- ⑥準備すべき書類等
- ⑦当日のスケジュール等
- ⑧運営指導上の留意点

ウ 指導方法

運営指導は、次の(ア)～(ウ)の内容について、各種加算等自己点検シートを含む事前提出資料及び当日に確認する関係書類等を基に説明を求め、原則、実地にて面談方式で実施する。

ただし、感染症等の発生状況に応じて、WEB会議システム等を活用する。

(ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（(ウ)に関するものを除く。）

(ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

エ 実施時間

実施時間については時間の短縮を図り、居宅サービス事業所については原則3～

4時間以内で行うことを目標とし、施設サービス及び居住系サービス等の事業所に対しても極力短時間で行うことを目標とする。

ただし、指導・確認項目が多い場合等については、実施時間の延長又は日を改めて運営指導を行うこととする。

オ 指導体制

原則として、職員3名以上で指導班を編成して実施する。

また、そのうち1名については、調査等対象サービスの種別又は事業者等の状況に応じて、事業者等に対する指導の一部を委託している事務受託法人の職員とする。

カ 指導結果の通知

運営指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。

キ 改善報告書の提出

当該事業者等に対して、結果通知にて指摘した事項について、改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 集団指導

ア 指導対象事業者の選定

集団指導の対象は以下のサービス種別とし、令和7年度の実施詳細については別途決定する。

- ・居宅介護支援等（居宅介護支援、介護予防支援、（看）小規模多機能型居宅介護）
※介護支援専門員が配置されている介護事業所については情報提供を行う。
- ・通所介護等（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、総合事業の通所型サービス）
- ・訪問介護等（訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、総合事業の訪問型サービス）
- ・その他地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、（看）小規模多機能型居宅介護）

イ 実施通知

指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容、対象となるサービス種別等を区HP及びケア倶楽部等により通知する。

ウ 実施方法

調査等対象サービスの種別ごとを単位とし、集合形式及び録画配信の方法により行う。

また、他自治体の実施方法を踏まえて、配信形式のみの実施を検討している。

5 監査への変更

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「介護保険施設等監査指針」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- ア 都道府県知事及び市町村長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- イ 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- ウ 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- エ 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。